

○議長（河野） 7番、三好東曜君。

○7番（三好東） はい、議長。7番、三好東曜。

○議長（河野） 三好君。

○7番（三好東） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まずもって、行政執行部の方々に感謝を申し上げたいと思います。この暑い中、たくさんさんのイベント、主導されて、すべてのイベントにおいて、成功に導いていただいたこと。そして日々の業務、これをずっとやっていただいていること、本当に感謝しております。その上でこの質問をさせていただいたらと思います。

私からの質問は1点です。「不正選挙の穴を無くすために町の行う努力は」。

先の参議院選挙でも噂されていました。「絶対鉛筆で書いて投票したらいかんで。書き替えられたり、消されたりするかも知れんから、ボールペンを持って行ってボールペンで投票をせないかんよ。」「丸亀市の選挙管理委員会では、本人確認を投票証を持ってきた人には住所、生年月日でしか行わんらしいで。そんなん誰か違う人が投票証持って投票してもわからんやんな。」「開票所に行って目を光らせてないと、開票してる人の中で投票用紙擦って無効票作り出してる人がいるらしいよ。なんか、指に水つけて擦ったらすぐ消えるらしいで。」「ムサシっていう自動投票用紙計算機を作っている会社は元はCIAの諜報機関やっらしいで。」「出口調査でも負けてて、開票でも負けてて、深夜に数万票単位で得票数が伸びてジャンプ当選する候補いるけど、怪しいよね。期日前投票の箱に何か仕掛けてる?」「なんかある宗教団体では投票証の売り買いがされて、一回の選挙で同じ人が500回も投票に行ったりするらしいよ。」、などなど、色々な噂、噂です。噂が現実でも、ネットでも飛び交いました。

この中で丸亀市の選挙管理委員会に投票証を持っている投票者への本人確認が住所と生年月日のみだった件で、真偽を確かめるべく私は総務省の選挙管理委員会にも問い合わせました。

総務省選挙管理委員会の回答はマイナンバーカードや免許証など写真付きの身分証明書で確認する事を推奨しているが、方法については各自治体の選挙管理委員会の判断である。なりすまし投票をした場合は罰則があるとの事でした。それに対し私は、罰則などは人が知って初めて作用するものなので、罰則があるならその罰則を全国の投票所にポスターで掲示して欲しいと要望しました。また、丸亀市にも写真付きの身分証明書で本人確認をするように指導してほしいと要望しました。検討するとの回答でした。

ちなみに罰則は今から申し上げる通りです。公職選挙法での罪名は、詐偽（詐欺）投票（公職選挙法第237条第2項）に該当します。氏名などを偽って他人に代わって投票又は投票しようとした場合、その行為は犯罪とみなされます。

罰則内容は、刑罰、2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金。依頼・手助け（ほう助・教唆）した場合も同様に処罰されます。2つめの罰則は、公民権の停止です。有罪判決を受けて刑（禁錮又は罰金）を科されると、原則として5年あるいは10年間、選挙権

及び被選挙権が停止されます。また、禁錮刑の執行期間中や執行猶予期間中も、同様に停止されます。

次に綾川町の選挙管理委員会にも確認しました。丸亀市と同じく綾川町でも住所と生年月日での確認でした。

これは、住所を同じくする家族であれば、なりすまし投票が可能になるという事です。年齢が近い兄弟、姉妹などであれば、なりすまし投票をしても分かりません。人口規模の大きい都市では他人でも本当にわからないと思います。

また、綾川町の選挙管理委員会でもこの度、公職選挙法に抵触する可能性があった事件が老健あやがわでありました。老健施設内に設置された不在者投票所に施設利用者が投票できるのですが、投票前に施設利用者に対して誰が誰に投票するかを事前に聞いてまとめておくように従業員に指示が出されました。その結果をまとめたメモを利用者のご家族が目にして、問題が発覚したとの事です。ご家族は誰に投票するか判断がつかかねる利用者に対して投票先を誘導したのではとの疑念があり、警察に相談する事になったと聞きました。

今回は事件がご家族に発覚した事で問題になりましたが、恒常的にこのような事を行っていたのではないかと疑念が湧きます。また、他の施設でも恒常的に意向調査が行われていたのではないかと疑念が湧きます。

警察の捜査の結果、嚴重注意で決着したとの事でしたが、命令を受けて実行した従業員の方は自主退職を促され、退職されました。3カ月の試用期間中のこの方にこのような命令をした方が私は大きな問題だと思います。引いて言うと綾川町の選挙管理委員会の指導の問題、さらには香川県選挙管理委員会の指導の問題です。一体どのような指導を行っていたのかを明らかにし、それを改善する必要があります。

この件について纏めると、投票をするように促す事はできるが、誰に投票するかを聞くことは出来ないのが公職選挙法ですが、前回の投票に時間がかかったとの事で、上司が意向調査を指示したそうです。上司も無知で、実行者の従業員も無知でした。上司は指示すべきではなく、実行者は実行を断るべきだったのです。選挙管理委員会が場外投票所の設置時に担当職員にしっかり指導しておけばこのような事態は未然に防ぐことができましたでしょう。

現行の選挙制度設計には不正を働く余地がまだ多くある事を皆さんお分かりいただけましたでしょうか。それが、現にこの綾川町でも事件として起こっているのです。選挙はできる限り公正に行われるように改善すべきだと思いませんか。

以上の事から質問します。9つの質問です。

1 番目、投票所に置いてある投票用紙にボールペン及びマジックで記入する事は可能であるか。また、この投票所に鉛筆のみならず、ボールペンを置く事は可能か。

2 番目、投票用紙に鉛筆で書いた名前を指で擦る、又は水をついたティッシュで擦ると本当に消えるのか。そのような行為が無いか開票所でチェックをしているのか。また、開票所に防犯カメラの設置をしてそのような行為が無いように未然に防がないの

か。

3、投票所になりすまし投票罰則規定を周知する為のポスターの設置をしないのか。

4、投票所での本人確認を写真付きの身分証明書で行わないのか。

5、老健施設のような不在者投票所を綾川町はどの施設で設置しているのか。また、その施設に今までどのような指導をしてきたのか。

6、不在者投票所の設置マニュアルは存在するのか。公職選挙法で投票意向調査はしてはいけない、などの公職選挙法に抵触しないための職員向けマニュアルは作らないのか。

7、綾川町はこの老健不正選挙事件を受けてどのように改善指導していくのか。

8、私が話をするまで担当課長はこの事案を知らなかったが、どうしてなのか。選挙管理委員会に事案の調査を依頼したが、なぜそれが為されなかったのか。なぜ報告がなかったのか。

9、老健不正選挙事件で対象実行職員は引責退職を促されたが、指示した職員にはどのような罰則が下ったのか。

これらの質問を受けて不正選挙を無くすためにする町の努力を町民にお示しいたきたいと思います。ご回答よろしくお願いいたします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい。議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい。

○町長（前田） はい。今、三好東曜議員からご質問がありましたが、選挙運営執行に関することですので、これは選挙管理委員会、ここで執行がなされておるものがございますので、私からお答えするのは適当でないということで、選挙管理委員会の書記長であります、福家総務課長より答弁をさせますのでよろしくお願いいたします。

○書記長（福家） はい、議長。

○議長（河野） 綾川町選挙管理委員会、福家書記長。

○書記長（福家） はい、議長。

○書記長（福家） 三好東曜議員の「不正選挙の穴を無くす為に町の行う努力は」についての質問にお答えをいたします。

議員ご質問1点目の、「投票所に置いてある投票用紙にボールペン及びマジックで記入する事は可能であるか。また、この投票所に鉛筆のみならず、ボールペンを置く事は可能か。」であります。投票用紙にボールペン等で記入することは可能であります。ボールペンなどで書くと文字がにじんで判読が困難になる恐れがあるだけでなく、インクが乾かず他の票とこすれてにじむなどして、他の人の投票用紙もインクで汚すことが起こりかねないことから、鉛筆での投票を推奨するとともに、投票所では鉛筆を備え付けるようにしております。

次に、2点目の「投票用紙に鉛筆で書いた名前を指で擦る、又は水のついたティッシュ

ユで擦ると消えるのか。そのような行為が無いかわ開票所でチェックをしているのか。また、開票所に防犯カメラの設置をしてそのような行為が無いように未然に防がないのか。」であります。投票用紙を強く擦ると摩擦で文字が薄くなったり消えたりする可能性はあります。また、そのような行為についてのチェックを行ってはおりませんが、開票立会人や参観人だけではなく、事務従事者の目が届く範囲での作業になる開票所においては、その行動を行うことは不可能であると考えており、防犯カメラの設置について検討しておりません。

次に、3点目の「投票所になりすまし投票罰則規定を周知するためのポスターの設置をしないのか。」であります。総務省からの投票所の設備等に関する留意事項で、投票所内においては、選挙人が選挙を身近なものと感じ、明るい雰囲気できれいに投票ができるように創意工夫を凝らすこととされており、罰則規定等の掲示はその内容になじまないものと考えております。

次に、4点目の「投票所での本人確認を写真付きの身分証明書で行わないのか。」であります。投票所では名前及び生年月日を宣誓していただくことで本人確認を行っており、写真付きの身分証明書で行うことは現在は考えておりません。

次に、5点目の「老健施設のような不在者投票所を綾川町はどの施設で設置しているのか。また、その施設に今までどのような指導をしてきたのか。」であります。不在者投票所の指定においてはご存じと思いますが、香川県選挙管理委員会において行われます。また、不在者投票所においては香川県選挙管理委員会が不在者投票向けの説明会等を開催し、説明が行われておりますので、改めて町が指導をするといったことは行っておりません。

次に、6点目の「不在者投票所の設置マニュアルは存在するのか。そのマニュアルに公職選挙法で投票意向調査はしてはいけない、などの公職選挙法に抵触しないための職員向けマニュアルは作らないのか。」であります。香川県選挙管理委員会が作成している指定病院等における不在者投票事務取扱要領があります。その中に必要事項が盛り込まれているためそれ以外のものを作成する予定はありません。

次に、7点目の「綾川町はこの老健不正選挙事件を受けてどのように改善指導していくのか。」であります。捜査上の内容を含みますので、回答は差し控えさせていただきます。引き続き選挙における適正執行に努めてまいります。

次に、8点目の「私が話をするまで担当課長はこの事案を知らなかったが、どうしてなのか。選挙管理委員会に事案の調査を依頼したが、なぜそれが為されなかったのか。なぜ報告がなかったのか。」であります。捜査上の話が含まれており情報の取り扱いには細心の注意を払っておりますので、選挙管理委員会のみで共有をしております。また退職になった経緯についての調査依頼はありましたが、「他施設の職員の処遇のことでもあり、選挙管理委員会にそのような捜査権限はないことから調査は出来ません。」とお答えをしております。

次に、9点目の「老健不正選挙事件で対象実行職員は引責退職をしたが、指示した職

員にはどのような罰則が下ったのか。」であります。捜査上の内容を含みますので回答は差し控えさせていただきます。

選挙においては、公正・透明・公平を最優先にした取組みを行ってまいりましたが、引き続き、選挙運営における法令遵守を徹底してまいります。

以上、三好東曜議員の「不正選挙の穴を無くす為に町の行う努力は」についての答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○7番（三好東）はい、議長。再質問。

○議長（河野）三好君。三好東曜君。

○7番（三好東）はい。ご答弁ありがとうございます。

結果として何もしないと、何も改善しないということで、非常に遺憾が残る答弁でしたけれども、まずですね、ボールペン、インクで汚すだとか、インクで汚さないものを研究しないのでしょうか。

2点目、可能性があるということで、実験してないですよ。これ実際がどうかっていうのも確認されてない。水で消えるかとか。ユポ紙って言われてるもの。なんで確認しないんですか。確認した上での答弁でないと意味がないですね。開票所の防犯カメラの設置もしない。で、それは不可能である。でもされてるんじゃないかだとかそういうことを追及されてる方は多数いらっしゃると思いますので、不可能ではないんじゃないかなと思いますね。そういう、やってるのではないかという疑惑の動画とかも、上がってます。まずは、実際にやってみてですね、ご自分で。それが本当なのかどうかっていうのは、これは簡単に確認できる場所ではないかなと思うんですね。これ、やらないというか、やっていただくのが普通じゃないかなと思いますね。本当なのかどうか聞いてるんですから。

罰則規定を周知するためのポスター、明るいとかなじまないとか、そういうのはわかるんですけど、そんな罰則があるかどうかとか、問題になってるからこれ言ってるんですよ。もう、しないでみんな明るく、元気に公正に投票するんであれば問題ないんですよ。でもそれが問題になってるっていうので、そういう噂が飛び交っているんで、そういうのを事前に防がないかなと。この中でね、お聞きしたいんですけど、この罰則規定を、詳細に知ってた方いらっしゃると思いますか。僕は初めて知りましたね、これ。この案件にあつて自分で調べて初めて知りました。これを周知するべきだとは思いますが、もう1回聞きます。

本人確認を写真つきの身分証明書で行わないのか考えていないと言われますけど、これ総務省は推奨してるんですよ、やってくださいねと。考えていないのであれば、なぜそれを考えないのかっていうのを教えていただきたいと思います。

5点目、6点目、これはすでにあると。これ、香川県の選挙管理委員会の指導の問題になるということでよろしいのでしょうか。綾川町からしたらですね、綾川町内でこういう事件が起こったっていうのは軽いことではないと思うんです。それも綾川町

の選挙管理委員会が香川県の選挙管理委員会に報告して、指導をちゃんとしてくださってという要望はするべきだと思います。このところもう1回お聞きしたいと思います。

で、そういうことをすることでですね、この、この1件は、結局もみ消そうとしたんではないかなという疑念があるわけですよ。報告されない。頼んだのに調査しない。選挙管理委員会の中でだけ。この対象職員に退職を促す。こういうことが二度と起きないようにしていただきたいんですが、そのための質問です。ですので、もう一度このところ、6点ありましたけれど、お答えいただきたいと思います。

○書記長（福家） はい、議長。

○議長（河野） 福家書記長。

○書記長（福家） 三好東曜議員の再質問にお答えします。

まず1点目、ボールペン等で汚さないための確認をしたかであります。これにつきましては、実際に私ども特殊な、投票には特殊な紙を使用しております。これはですね、投票して、開票の事務がスムーズに行われるような紙でございます。特殊な紙になってます。これにつきましてはボールペン等で書きますと、やはりこの擦れたりすることは確認しております。そういった上でお話をしておりますので、お間違いないようお願いいたします。

それから、防犯カメラの設置はしないのかっていうところですが、防犯カメラの設置はしません。これにつきましては、開票所につきましては、参観人、立会人、それとそれぞれ私どもの職員もおります。私どもの職員につきましては、選挙事務従事者は事前の説明会において、開票所において疑問が持たれないような指導はしております。特に今回の選挙につきましては、関心が高かったことから、こういったところを徹底しております。開票立会人の方にも疑念が持たれないように、町の選挙管理委員会から、お渡しした筆記用具を使うように、メモ用紙も使うように指導しております。また携帯電話等も使用は控えるように説明をしております。快く立会人の方ですね、承諾をいただきました。そういったところもやっております。開票所におきましても同じでありまして、開票所の秩序を保つための指導は、ずっとこの期間中、やってきたつもりであります。

それから罰則のポスターの掲示でございますが、投票所内にはですねポスターの掲示はできないことから、掲示するのであれば投票所の外側というところになりますが、この辺りはですね、研究をしてまいりたいとは思っております。

それから写真つきの身分証明書で確認をしないのかっていうところでございますが、当然ながら入場券を郵送により送っております。その入場券を持ってですね、バーコードのところを読み取り、本人の名前等を復唱して確認をしております。投票所ですね、かなり混雑するところもあります。投票もスムーズに行う必要もあることから、写真つきの身分証明書での確認はせずに、バーコードと復唱というところで確認をしたいと思っております。

それから香川県選挙管理委員会での指導についてですね、要望はしないのかというところですが、当然ながらですね、指定の施設につきましては答弁のほうでも申し上げましたが、香川県選挙管理委員会が指定をしております。そういったところで、香川県選挙管理委員会の方が指導するというところで考えております。

○7番（三好東） 要望するかどうかは。

○書記長（福家） この辺につきましてもですね、当然今回の内容につきましても選挙管理委員会とですね、情報を共有してですね、改善に努めたいと思っております。

○7番（三好東） あと1点だけ言うと、隠ぺいしようとしたんじゃないかという話ですね。

○書記長（福家） 当然、答弁の中でもございましたが、捜査事項になります。私どもですね選挙管理委員会の方では、情報の方は共有しております。隠ぺいするつもりもございません。以上でございます。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○7番（三好東） はい、議長。

○議長（河野） 三好君。

○7番（三好東） はい。じゃあ、質問させていただきます。

2点目の質問なんですけど、投票所。選挙管理委員会の努力は、本当にわかったんですけど、防犯カメラを設置しないっていう理由にはならないと思うんですね。その人間の目っていうのは、簡単にマジックだとかでね、だまされてしまいます。それをしないために、投票所に防犯カメラ、各国、日本じゃないですよ。世界で投票所に防犯カメラを設置してるところは、数多くあるというふうに聞いております。これはして欲しいんですね、日本全国的に、不正選挙をなくすために。ですから、不正選挙ができる余地があるっていうのが問題で、それをなくしましょうというアプローチですので、こういう質問がありましたよと。防犯カメラの設置をして欲しいという、これ民の声ですよ。民衆の声です。こういう声がありますよというのを、総務省の方にも、香川県の方にも、伝えていただきたいんです。それが伝えられる、伝えていただけるかどうかをお聞きします。

ポスターの件、検討していただけるということで、どうぞよろしく申し上げます。投票所の外に掲示するので、十分だと思います。

3点目、4つめの質問なんですけど、バーコードだとか、そういうのでやってるっていうのはわかるんですけど、総務省推奨のことをなぜそのままやらないのか。特に、なりすまし投票しているっていうのは期日前投票の方が多いのではないかというような考察がなされております。そういう場合に、なぜ身分証明書、写真つきの身分証明書で行わないのかというのを、理由にはならない、理由がないんですね、これ。今やることを繰り返してそのままやりますって言うだけで、なぜしないのかっていう理由を聞かせていただきたい。これは私の方からは、こういうなりすまし選挙を誘発する可能性がありますので、実際できるっていうことも、わかるじゃないですか。同じく

らいの年の兄弟だったら、いやちょっとお兄ちゃん代わりに行ってよっていう形でいってもわからないじゃないですか。生年月日知ってますよ。住所も同じですよ。見た目も結構似てますよ。けど本人かどうかっていうのはわからない。これが余地があるのを潰してくださいって意味でこれ言ってるんです。全然意図が伝わってないんで再度ご質問させていただきます。

最後なんですけれど、この要望を必ずあげてください。これが必ず上げるかどうか情報共有をするだけではなくて、こういう要望がありますよというのを、香川県の選挙管理委員会、そして総務省の選挙管理委員会に要望を上げてください。もうちょっとマニュアルを改善してください、もしくは指導する機会があるんだったら、こういうことが起こったんですよ。起こったら改善をするように促すのが普通ですよ。ですので、この起こったっていうこと、何かが不備があるから起こってるんです。ですので起こらないように、これ、どっちも不幸ですよ。指示した人も、これが公職選挙法に抵触すると思ってなくて、おそらく、指示してますから。で受けた側も不幸ですよ。上司の業務命令で、やってるわけですよ。ですので、こういうことが二度と起こらないようにしてくださいと、そういうことを言ってるんです。隠ぺいしたかどうかだとか、隠ぺいはしていないっていうんですけれど、これねやっぱり、私、この流れを相談されまして言ってるんです。いろいろ聞いてるんです。ここでは申し上げられないこともいろいろ聞いております。けれども、やはり綾川町の該当される方は隠ぺいしようとしたというふうには感じ取ってしまいます。これ、自主退職を促してのトカゲのしっぽ切りではないんですか。この方が自主退職をして、私がここで一般質問しなかったらこの件っていうのは明るみに出なかったわけですよ。そういうことを許して、ここで隠ぺいしてもみ消してって言ったなら何も改善しないじゃないですか。改善してより良くしていくためにこの質問しているわけですよ。こういうことはもう一切やめてください。今後、これ以外の件でも。謝れば済む話ですよ。間違っておりました。我々人間ですから、誤りはします。で、謝って、今回の件はそういうことが、抵触する可能性があるんだと知りませんでした、わかりませんでしたというところで、厳重注意ということで済んだのだというふうには私はとらえております。

けれどもこういうことが誘発されるような土壌っていうのを消していただきたい。それに対して努力していただきたい。その努力をどういうふうに町民に示していただけるかっていうのを、ここで聞いているので、何もしないって回答は、町民に対して不信感終えられると思うんですね。町民は不信感を。最初の回答は何もしないって回答でした。これはありえないことですよ。事件が起こってるんですから。もう一度誠意ある回答をお願いいたします。

○議長（河野） 福家書記長。

○書記長（福家） はい、議長。

○議長（河野） 福家君。

○書記長（福家） はい。

○書記長（福家） 三好東曜議員、再々質問にお答えしたいと思います。

まず、質問にお答えする前に、前段の話をしたと思っております。投票にはですね、原則というのがございます。これにつきましては、投票主義でありますとか、1人1票主義、選挙人名簿登録主義、当日投票所投票主義、投票用紙の公給主義、単記自署投票主義、秘密投票主義などがございます。この原則に基づいて、私どもは選挙事務を行っておりますので、その点はですねご理解をいただきたいと思っております。

その上でですね、ご質問にお答えしたいと思います。まずですね、1点目の投票所に防犯カメラは設置をしないのかというところになります。防犯カメラにつきましては、プライバシーの問題等もありまして、ガイドライン等を用いてですね、厳格に管理をされていると、私ども考えております。そういったところも踏まえてですね、そういった投票所のところに、防犯カメラをすぐに設置というところにはいかないと思っております。

それから、県に伝えるかどうかでございますが、先ほどの答弁と同じようになりますが、これにつきましてはですね、こういった意見があったということは県の方にお伝えをしようと思っております。

それから、ポスターの掲示につきましても、県の方に要望してもらえるかというところにつきましてもですね、中身でですねそういった行為不正な行為のところをどういうふう選挙人に伝えるかっていうところは、内部で研究した上でですね、行っていきなと思っております。

それから、バーコード等のなりすまし投票、身分証、身分照合はしないのかというところですが、当然ながら身分証明書で確認したら一番スムーズなのは確実なのはわかっております。ただですね、そういったときにも身分証明書の偽造の問題とかですね、投票所に身分証明書を持ってこない方、身分証明書を持っていらっしやらない方のこともありますので、全体的に考えてですね、今後どうしていくかというところを研究していけないといけないと思っておりますが、今のところですね、投票事務をスムーズに行うためには今の方法が一番適当であると考えておりますのでご理解ください。

○7番（三好東） 総務省に要望をするかというところもお答えいただきたいと思っております。

○書記長（福家） その辺につきましてもですね、十分研究等まとめた上で、県選管と情報共有した上で、これから進めていきたいなと思っております。以上です。

○議長（河野） 以上で、三好君の一般質問を終わります。

○7番（三好東） はい、ありがとうございました。